

平成30年6月22日

○条例

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市印鑑条例の一部を改正する条例

小田原市地域センター条例の一部を改正する条例

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

小田原市役所支所設置条例を廃止する等の条例

○規則

小田原市役所地域センター住民窓口、連絡所及び窓口コーナー設置規則の一部を改正する規則

小田原市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 6 月 2 2 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第32号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和50年小田原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合 零

附 則

この条例は、公布の日又は地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

小田原市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 6 月 22 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第33号

小田原市印鑑条例の一部を改正する条例

小田原市印鑑条例（昭和54年小田原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第16条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）その他の端末機を利用して印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用して市長に申請しなければならない。

第17条中「いずれか」の次に「（前条第2項の申請にあつては、第5号）」を加え、同条第2号中「き損して」を「毀損して」に改める。

第18条中「出力装置」の次に「又は多機能端末機」を加える。

第19条第1項中「申請」の次に「（第16条第2項の申請を除く。）」を加え、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、平成31年1月15日から施行する。ただし、第19条第2項を削る改正規定は、同年3月16日から施行する。

小田原市地域センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月22日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市条例第34号

小田原市地域センター条例の一部を改正する条例

小田原市地域センター条例（平成7年小田原市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条の表小田原市橘タウンセンター こゆるぎの項中「281番地3」を「281番地の3」に改める。

別表1の表集会室205の項の次に次のように加える。

集会室206	400	500	500	900	1,000	1,400
--------	-----	-----	-----	-----	-------	-------

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 6 月 22日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第35号

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例

小田原市介護保険条例（平成12年小田原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

小田原市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 6 月 22 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第36号

小田原市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例の一部を改正する条例（平成30年小田原市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 改正後の附則第13項の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成29年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項の規定は、平成30年4月1日から適用する。

小田原市役所支所設置条例を廃止する等の条例をここに公布する。

平成30年 6 月 22 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第37号

小田原市役所支所設置条例を廃止する等の条例

(小田原市役所支所設置条例の廃止)

第1条 小田原市役所支所設置条例(昭和23年小田原市条例第47号)は、廃止する。

(小田原市生涯学習センター条例の一部改正)

第2条 小田原市生涯学習センター条例(平成18年小田原市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「及び分館」を削り、同条第2項を削る。

別表3の表を削る。

(小田原市図書館条例の一部改正)

第3条 小田原市図書館条例(昭和34年小田原市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項を削る。

(小田原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 小田原市職員の給与に関する条例(昭和37年小田原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第6中「、連絡所長、支所長、分館長」を削る。

附 則

この条例は、平成31年3月16日から施行する。

小田原市役所地域センター住民窓口、連絡所及び窓口コーナー設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月22日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第43号

小田原市役所地域センター住民窓口、連絡所及び窓口コーナー設置規則の一部を改正する規則

小田原市役所地域センター住民窓口、連絡所及び窓口コーナー設置規則（昭和51年小田原市規則第18号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小田原市役所地域センター住民窓口及び窓口コーナー設置規則

第1条中「、連絡所」を削る。

第2条第1項中「、連絡所」を削り、同条第2項各号を削り、同項に次の表を加える。

名称	位置
マロニエ住民窓口	小田原市中里273番地の6
いずみ住民窓口	小田原市飯田岡382番地の2
こゆるぎ住民窓口	小田原市羽根尾281番地の3

第2条第3項を削り、同条第4項各号を削り、同項に次の表を加える。

名称	位置
アークロード市民窓口	小田原市栄町一丁目1番9号

第2条第4項を同条第3項とする。

第3条第2項を削り、同条第3項第8号中「（酒匂窓口コーナー及び桜井窓口コーナーは、除く。）」を削り、同項第9号を削り、同項第10号中「（アークロード市民窓口に限る。）」を削り、同号を同項第9号とし、同項を同条第2項とする。

第4条第2項及び第3項を次のように改める。

2 窓口コーナーの休所日は、前項第1号に掲げる日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に地域センター住民窓口及び窓口コーナーの休所日を定め、又は休所日に開所することができる。

第5条第1項中「及び連絡所」を削り、同条第2項中「次のとおり」を「午前7時30分から午後7時まで（前条第1項第2号ア及びイに掲げる日にあつては、午前8時30分から午後5時まで）」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、平成31年3月16日から施行する。